

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 谷 崎 徹

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第79号 「鳴門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ほか議案3件であります。

当委員会は、去る12月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第79号 「鳴門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤の育児休業の再延長ができる特別な事情を定めるなどの改正を行うものであります。

理事者からは、今回適用となるのは、地方公務員法第17条を根拠とする一般職非常勤職員であり、現時点では本市において該当する者はいないとの説明を受けました。

委員からは、このことを受け、今後の職員採用についてどう考えているのかとの質疑があり、理事者からは、現時点では、この立場で雇用するということは想定していないが、現在は様々な立場で正規職員以外の方が働いている。国では新たに「会計年度任用職員」という制度も検討されており、今後は、どういった立場で正規職員以外の方を雇用するかということを考えていきたい、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第81号 「徳島県市町村総合事務組合理約の変更について」であります。本規約の変更を行うにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

理事者からは、この度の規約の改正は非常勤の水防団員等の公務災害等に係る事務また消防吏員の賞じゅつ金等に係る事務について、徳島県市町村総合事務組合の5市町から共同処理の依頼が組合の方に提出されたため、別表に共同する団体として追加するなどの変更を行うものである、と

の説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第83号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。本年の人事院勧告に伴い本市職員の給与についてもこれに準じて改訂を行うものでした。

委員からは、この改訂によりどれだけの財政負担が必要となるのかとの質疑があり、理事者からは月例給、ボーナスとも引き上げになるため、約2,800万円の増加を見込んでいるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第84号「工事請負契約の締結について（鳴門市第一中学校校舎改築工事（3期）のうち建築工事）」であります。鳴門市第一中学校校舎改築工事（3期）のうち建築工事について、請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、工期は平成31年3月25日となっているが、完成予定は平成31年6月末としていることに対して質疑があり、理事者からは、この3期工事は債務負担行為に係る契約で、平成29年度と平成30年度の予算を合わせて発注している。債務負担行為が認められているのが平成30年度までとなっており、現在の工期は平成31年3月25日としているが、工事の見通しとしては平成31年6月末頃までかかると考えている。工期が伸びる事への対応は、議会の承認が必要となるが、繰越等が認められれば設計変更し、契約変更するという手続きを予定している、との説明を受けました。

また、委員からは、この工事の入札において1企業体しか応札がなかった要因について質疑があり、理事者からは業者に確認及び問い合わせを行ったところ、応札がなかった理由として、県内大手事業者については、県等の大規模工事等も多く発注予定が出ており、受注が難しい状況であった、県外事業者については事業規模の関係で応札するところになかった、とのことだった、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。